

平成25年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第10回 議事録

日 時 平成25年5月20日（月） 18時30分 ～ 20時30分

場 所 橘処理センター3階会議室

1 会長あいさつ

2 傍聴者について

【概要】

事務局から、傍聴の希望があったことの報告があり、傍聴の取扱いについて確認されました。

【発言要約】

会 長 : この検討協議会の傍聴を希望する住民がおりまして、お認めいただけるかどうか諮りたいと思います。事務局からの説明はございますか。

事務局 : 傍聴をお認めになるとした場合の注意事項として、一般的に「傍聴者の遵守事項」という紙をお渡ししていますので、それも含めて検討をお願いします。

会 長 : この検討協議会自体は秘密会議ではなく、オープンな性質を持っているということを御確認していただければと思います。それから、類似の事例として、ごみ焼却方式選定特別部会の1回目の時は、傍聴人が3名出席しております。

委 員 : 傍聴されている方も意見とか質問が出ると思うのですが、それをどのような形で受け入れていくのか、この遵守事項には書かれていないのですが、いかがでしょうか。

委 員 : この遵守事項については、あくまで傍聴についての取扱いです。この協議会の中での発言はないものと考えますので、御意見があれば施設建設課まで御意見をいただくという方法があると思っています。また、そのいただいた意見について、この協議会の中でお示しして、皆様と検討していきたいと思っています。

副会長 : あくまで傍聴ということで、その会議中での御意見はお聞きしていないというのが一般的な傍聴なので、今回は特例ということではなく、同様の扱いで御理解いただけたらと思います。

会 長 : 会長の立場から見れば、委員と同じような形で同等発言を認めるというのはどうかと思います。委員と傍聴という明確な立場の違いというのは考えておかないといけないと思います。したがって、お持ちの意見はど

こかで吸い上げる方法は考えなければいけないと思うので、事務局で検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

副会長： 会長がおっしゃったとおり、今日のところは一般的な傍聴ということで、次回以降の検討協議会の中で、決定していくということでよろしいでしょうか。

委員： 基本的には、傍聴だったら聞いていただいて、協議会が閉会してから質問するのは自由だと思います。

委員： 今日お見えの方は1名いらっしゃいますが、これから人数が増えることが考えられるので、ある程度決めていかないといけないと考えられます。

委員： 我々からすると住民の方々なので、受け入れていただきたいと個人的には思います。

会長： 一般常識的に傍聴ということであれば、会議中の発言などはできない立場ですので、そこは了解していただきたいところです。それからもうひとつ、資料の扱いです。資料は傍聴人にも渡されるのですよね。

事務局： 用意いたします。

会長： 資料は後で回収しますか。

委員： 我々の方からオープンに資料を出している経緯がありますので、これができなくなってしまうのであれば、回収させていただきます。今日の資料についても、あくまで我々もまだ精査していない事務局の案段階のものがありますが、その前に情報を出していきこうというのがこの協議会の趣旨ですので、固まっていない内容についても、お示ししていきます。それについては取扱いが難しい部分があり、独り歩きしてしまうと困ってしまいます。全然検討していないのに、川崎市が出した資料だから決定事項だという風に出してしまうことが心配です。

会長： 傍聴はお認めになっていただいたということでよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

3 議事

(1) 第9回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第9回検討協議会の「議事録」並びに「橋処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら2点について了承されました。

(2) 環境配慮計画見解書について

【概要】

事務局から、環境配慮計画見解書について資料に沿った説明がありましたが、具体的な見解が作成されていないため協議を行うことができませんでした。したがって、次回に具体的な内容に関する協議を行うことが確認されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： 御意見・御質問ございますか。

委員： 一般の市民の方々が意見を出した時にどの程度、どう処理されて、どのように反映していくのか、教えてください。

事務局： 今回条例の改正がありまして、環境配慮計画書というのは元々あったのですが、内容について大幅に拡充されました。その中で、今回の環境配慮計画見解書と審議会が追加されました。今まではもっと後の段階で、環境配慮計画見解書や審議会と同様の手続があったのですが、そこで行う手続の趣旨としては、計画が決まって、環境影響がどれぐらいあるのかの大小についての手続でした。今回は条例が改正されまして、計画が複数考えられる中でどういった環境配慮が必要なのか、複数案に対してどういったことに配慮していくのか、そのような観点が今回の議論のポイントになってくると思います。ただ、橋処理センター整備事業は条例が改正されて初めての事例になり、前例がないので、審議会がどう進んでいくのか想像できない部分があります。

また、検討協議会というのは、環境配慮計画書を作る段階や環境配慮計画見解書を作る段階でも尊重すべき会合になりますので、それに対して審議会で意見を言われたとしても、この検討協議会で決まっていた事項というのは行政側の考えとして取り扱っていく形になります。

意見については我々事業者が関係部局と責任を持って見解を示しますので、今回はあくまでも、こういった意見があったということで、お示しさせていただきました。この見解書の内容については、出来上がった時に皆さんの方へお示しして、皆さんの意見を伺いながら事業の方へ反映させていきたいと考えております。

会 長 : もっと具体的な項目別の意見というものをここに出して、それに対して今の段階で、こういう見解書を作る予定だという具体的なものがないと、イメージできないので協議ができません。今日は何も協議を行えなかったということで、終了せざるを得ないです。

委 員 : まだ見解書ができていないので、来週早々または今週の土曜日にでも、もしお時間をいただけるのであれば、そこでお示したいと考えているのですが、いかがでしょうか。

会 長 : 臨時の検討協議会は5月の27日の午後7時からお願いします。本日はこれで終了します。ありがとうございました。
